

議案第30号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

本規則で定められている諸様式のうち、給与簿については税制改正に伴って表記する項目を改め、その他の様式については別途定める形に規定を改めるため、本案を提出する。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「職員別給与簿（第1号様式）」を「職員別給与簿（様式）」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

条例第12条第1項の規定による届出は、システムにより行わなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

第9条第1項ただし書中「給与減額免除申請書（第4号様式）」を「教育委員会が別に定める様式」に改め、同条第2項中「給与減額免除申請書」を「前項の規定に基づき教育委員会が別に定める様式」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 教育委員会は、条例第19条に規定する事実をシステムに記録しなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式に必要事項を記入し、これを保管しなければならない。

第19条第4項中「に規定する超過勤務等命令簿」を「の規定により教育委員会が別に定める様式」に改める。

第1号様式から第5号様式までを削り、附則の次に次の様式を加える。



## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、システムにより行わなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、<u>教育委員会が別に定める様式により</u>行うことができる。</p>	<p>第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、システムにより行わなければならない。ただし、システムにより難しい場合<u>で、新たに扶養手当の支給を受けようとするときは扶養親族届（第2号様式）により、扶養手当の支給を受けている職員に同項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは扶養親族異動届（第3号様式）により、それぞれ</u>行うことができる。</p>
<p>2 省略 (給与の減額免除)</p>	<p>2 省略 (給与の減額免除)</p>
<p>第9条 条例第19条第1項の規定による教育委員会の承認は、システムにより行わなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、<u>教育委員会が別に定める様式</u>により行うことができる。</p>	<p>第9条 条例第19条第1項の規定による教育委員会の承認は、システムにより行わなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、<u>給与減額免除申請書（第4号様式）</u>により行うことができる。</p>
<p>2 教育委員会は、<u>前項の規定に基づき教育委員会が別に定める様式</u>を整理し、保管しなければならない。</p>	<p>2 教育委員会は、<u>給与減額免除申請書</u>を整理し、保管しなければならない。</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>
<p>第12条 教育委員会は、条例第19条に規定する事実を<u>システムに記録</u>しなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、<u>教育委員会が別に定める様式</u>を作成し、必要事項を記入し、保管しなければならない。</p>	<p>第12条 教育委員会は、条例第19条に規定する事実を<u>記録するため、給与減額整理簿（第5号様式）</u>を作成し、必要事項を記入し、保管しなければならない。</p>
<p>(超過勤務手当等の支給)</p>	<p>(超過勤務手当等の支給)</p>
<p>第19条 省略</p>	<p>第19条 省略</p>
<p>2・3 省略</p>	<p>2・3 省略</p>
<p>4 第1項に規定する手当の支給は、システム又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）第7条第1項<u>の規定に基づき教育委員会</u>が別に定める様式を用いて行わなければならない。</p>	<p>4 第1項に規定する手当の支給は、システム又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）第7条第1項<u>に規定する超過勤務等命令簿</u>を用いて行わなければならない。</p>
<p><u>附 則（令和 年 月 日規則第 号）</u></p>	



改正後	改正前																																																																													
	<p style="color: red; margin: 0;"><u>第2号様式（第8条関係）</u></p> <p style="margin: 0;">扶 養 親 族 届</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日提出</p>																																																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">所 属</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あて</td> <td style="text-align: center;">職</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> </tr> </table>		所 属		あて	職	氏 名																																																																							
	所 属																																																																													
あて	職	氏 名																																																																												
	<p style="margin: 0;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族として、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">（証明書 通添付）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">扶養親族の氏名</th> <th style="width: 5%;">続柄</th> <th style="width: 10%;">生年月日</th> <th style="width: 10%;">同居の別 別居</th> <th style="width: 10%;">職業及び 年 収</th> <th style="width: 15%;">届出の事由及 び 年 月 日</th> <th style="width: 10%;">※ 扶養の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居の別 別居	職業及び 年 収	届出の事由及 び 年 月 日	※ 扶養の終期																																																																						
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居の別 別居	職業及び 年 収	届出の事由及 び 年 月 日	※ 扶養の終期																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p style="margin: 0;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条に規定する扶養親族として認定する。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">職 氏 名</p> </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日受理</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日から支給</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">取 扱 者 等 認 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">課 長</td> <td style="width: 25%;">係 長</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>園 長</td> <td>副園長</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<p style="margin: 0;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条に規定する扶養親族として認定する。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">職 氏 名</p>	<p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日受理</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日から支給</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">取 扱 者 等 認 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">課 長</td> <td style="width: 25%;">係 長</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>園 長</td> <td>副園長</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	課 長	係 長							園 長	副園長																																																																	
<p style="margin: 0;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条に規定する扶養親族として認定する。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">職 氏 名</p>	<p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日受理</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日から支給</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">取 扱 者 等 認 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">課 長</td> <td style="width: 25%;">係 長</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>園 長</td> <td>副園長</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	課 長	係 長							園 長	副園長																																																																			
課 長	係 長																																																																													
園 長	副園長																																																																													
	<p style="margin: 0;">（注） 1 添付する証明書は、原則として官公署の発行するものとし、教育委員会は、実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。</p> <p style="margin: 0;">2 教育委員会は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出等が届けの提出時に間に合わないときは、教育委員会の責任においてこの届けだけで認定することができる。</p> <p style="margin: 0;">3 職業及び年収欄には、勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得、その他の収入等もあれば、収入の種類ごとにその金額を記入すること。</p> <p style="margin: 0;">4 届出の事由及び年月日欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由（例えば、婚姻、出生、満60歳以上等）及び事実発生の年月日を記入すること。</p> <p style="margin: 0;">5 ※扶養の終期欄には、取扱者が記入すること。</p>																																																																													

改正後	改正前																																																																													
	<p style="color: red; margin: 0;"><u>第3号様式（第8条関係）</u></p> <p style="margin: 0;">扶 養 親 族 異 動 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日提出</p>																																																																													
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">所 属</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あて</td> <td style="text-align: center;">職</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> </tr> </table>		所 属		あて	職	氏 名																																																																							
	所 属																																																																													
あて	職	氏 名																																																																												
	<p style="font-size: small;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族が異動したので、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">（証明書 通添付）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">扶養親族の氏名</th> <th style="width: 5%;">続柄</th> <th style="width: 10%;">生年月日</th> <th style="width: 10%;">同居の別 別居</th> <th style="width: 10%;">職業及び 年 取</th> <th style="width: 15%;">異動の事由及 び年月日</th> <th style="width: 15%;">※ 扶養の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居の別 別居	職業及び 年 取	異動の事由及 び年月日	※ 扶養の終期																																																																						
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居の別 別居	職業及び 年 取	異動の事由及 び年月日	※ 扶養の終期																																																																								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p style="font-size: small;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条に規定する扶養親族が異動したことを認定する。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">職 氏 名</p> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;">年 月 日受理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日<sup>{から}</sup><sub>{まで}</sub>支給</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取 扱 者 等 認 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 長 係 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">園 長 副園長</td> </tr> </table>	<p style="font-size: small;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条に規定する扶養親族が異動したことを認定する。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">職 氏 名</p>	年 月 日受理	年 月 日 <sup>{から}</sup> <sub>{まで}</sub> 支給	取 扱 者 等 認 印	課 長 係 長	園 長 副園長																																																																							
<p style="font-size: small;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条に規定する扶養親族が異動したことを認定する。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">職 氏 名</p>	年 月 日受理																																																																													
	年 月 日 <sup>{から}</sup> <sub>{まで}</sub> 支給																																																																													
	取 扱 者 等 認 印																																																																													
	課 長 係 長																																																																													
	園 長 副園長																																																																													
	<p style="font-size: x-small;">(注) 1 添付する証明書は、原則として官公署の発行するものとし、教育委員会は、実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。</p> <p style="font-size: x-small;">2 教育委員会は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出等が届けの提出時に間に合わないときは、教育委員会の責任においてこの届けだけで認定することができる。</p> <p style="font-size: x-small;">3 職業及び年取欄には、勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得、その他の収入等もあれば、収入の種類ごとにその金額を記入すること。</p> <p style="font-size: x-small;">4 異動の事由及び年月日欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由（例えば、婚姻、出生、満60歳以上等）又は扶養手当を受ける事実のなくなった理由（例えば、満22歳以上、離婚、死亡、就職等）を記入するとともに、これらの事実発生の年月日を記入すること。</p> <p style="font-size: x-small;">5 ※扶養の終期欄には、取扱者が記入すること。</p>																																																																													

改正後	改正前																				
	<p><u>第4号様式（第9条関係）</u>            給与減額免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p>																				
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">所</td> <td style="width:10%; text-align: center;">属</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">あて</td> <td style="text-align: center;">職</td> <td></td> <td style="text-align: center;">氏名</td> </tr> </table>		所	属		あて	職		氏名												
	所	属																			
あて	職		氏名																		
	<p>幼稚園教育職員の給与に関する条例第19条第1項の規定により、給与の減額の免除を承認されるよう、次のとおり申請します。</p>																				
	<p>給与の減額免除の承認を得ようとする日時及び理由</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%; text-align: center;">日</th> <th style="width:20%; text-align: center;">時</th> <th style="width:20%; text-align: center;">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">           月 日から 月 日まで 日間            月 日 時 分から                              時 分まで                              時間 分         </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日	時	理 由	月 日から 月 日まで 日間 月 日 時 分から 時 分まで 時間 分																
日	時	理 由																			
月 日から 月 日まで 日間 月 日 時 分から 時 分まで 時間 分																					
	<p>幼稚園教育職員の給与に関する条例第19条第1項及び幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則別表第 号の規定に基づき給与の減額の免除を承認する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日受理</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">取扱者等認印</td> </tr> <tr> <td style="width:15%;">課長</td> <td style="width:15%;">係長</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園長</td> <td>副園長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職氏名</p>	取扱者等認印				課長	係長							園長	副園長						
取扱者等認印																					
課長	係長																				
園長	副園長																				

改正後	改正前																																																																																																
	<p style="color: red; margin: 0;">第5号様式（第12条関係）</p> <p style="margin: 0;">給与減額整理簿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 分</p>																																																																																																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">所 属</td> <td style="width:35%;"></td> <td style="width:10%;">職</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;">氏名</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">給与減額の対象となる事実</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>勤務しなかった時間の始期と終期</td> <td>時 間 数</td> <td>事 由</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計 時 間 数</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>時 分から 分まで</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">時間 分</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>時 分から 分まで</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">時間 分</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>時 分から 分まで</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">時間 分</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>時 分から 分まで</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">時間 分</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>時 分から 分まで</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">時間 分</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>時 分から 分まで</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">時間 分</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>時 分から 分まで</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">時間 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">月 間 計</td> <td>時間 分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">取 扱 者 等 認 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給与減額の基礎となる時間数</td> <td>時間</td> <td>課 長</td> <td>係 長</td> <td>園 長 副園長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤務1時間当たりの給与額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">減額すべき給与の額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第19条に規定する給与の減額に関し、上記のとおり確認する。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">職氏名</p> </td> </tr> </table>	所 属		職		氏名		給与減額の対象となる事実						月 日	勤務しなかった時間の始期と終期	時 間 数	事 由	合 計 時 間 数		月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分		月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分		月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分		月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分		月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分		月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分		月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分		月 間 計		時間 分						取 扱 者 等 認 印				給与減額の基礎となる時間数		時間	課 長	係 長	園 長 副園長	勤務1時間当たりの給与額		円				減額すべき給与の額		円				<p style="margin: 0;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第19条に規定する給与の減額に関し、上記のとおり確認する。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">職氏名</p>					
所 属		職		氏名																																																																																													
給与減額の対象となる事実																																																																																																	
月 日	勤務しなかった時間の始期と終期	時 間 数	事 由	合 計 時 間 数																																																																																													
月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分																																																																																													
月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分																																																																																													
月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分																																																																																													
月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分																																																																																													
月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分																																																																																													
月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分																																																																																													
月 日	時 分から 分まで	時間 分		時間 分																																																																																													
月 間 計		時間 分																																																																																															
		取 扱 者 等 認 印																																																																																															
給与減額の基礎となる時間数		時間	課 長	係 長	園 長 副園長																																																																																												
勤務1時間当たりの給与額		円																																																																																															
減額すべき給与の額		円																																																																																															
<p style="margin: 0;">幼稚園教育職員の給与に関する条例第19条に規定する給与の減額に関し、上記のとおり確認する。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">職氏名</p>																																																																																																	
	<p>(注) 1 事由欄には、単に遅参、早退、私事欠勤等と記入するだけでなく、なるべく具体的に、例えば、病気のため早退等とその理由を記入すること。</p> <p>2 合計時間数欄には、その月の勤務しなかった時間数の合計を、その都度加算して記入すること。</p> <p>3 給与減額の基礎となる時間数には、月間計欄の時間数の1時間未満を端数処理（30分以上は切り上げ、30分未満は勿捨て）したものを記入すること。</p> <p>4 勤務1時間当たりの給与額とは、幼稚園教育職員の給与に関する条例第22条の規定による額をいう。</p> <p>5 教育委員会の確認方法</p> <p style="margin-left: 20px;">[1] その月分を一括して次の給与期間において減額する場合 その月の減額の対象となる事実につき、とりまとめて確認を行うものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">[2] 給料の支給日前において減額の対象となる事実が生じ、その月の給与から減額する場合 ア その減額分に関する事実につき、一度確認を行うものとする。従って、月間計欄以下はその減額分につき記入することとなる。 イ 給料支給日後において、さらに減額すべき事実が生じた場合には、その分につき別に整理簿を作成し、月間計欄にはアの月間計との合計を記入し、以下の欄は、これを基準として記入の上、確認を行うこと。 ウ イの月間減額分と、アの既減額分との差額は、次の給与期間において減額すること。</p>																																																																																																

